

◇利用にあたって

1 調査の目的

2020年農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施したものです。

2 調査の対象

農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者を対象としています。

3 調査期日

令和2年2月1日現在で実施。

4 2020年調査の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(2) 調査項目の見直し

(ア) 調査項目の新設

- a 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- b 有機農業の取組状況
- c 農業経営へのデータ活用の状況

(イ) 調査項目の削減

- a 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分に利用）
- b 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無（専兼業別の分類に利用）
- c 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
- d 農業機械の所有台数
- e 農作業の委託状況
- f 農外業種からの資本金、出資金提供の有無

5 利用上の注意

- (1) 公表された「2020年農林業センサス」（農林水産省）の結果を基に、西条市の概要をまとめたものです。
- (2) 数値の単位未満は、原則として四捨五入しています。したがって、総数と内訳の計とが一致しない場合もあります。

(3) 統計表中の符号は次のとおりです。

「0」…単位未満（四捨五入後）

「-」…該当なし

「△」…マイナス

「X」…秘匿扱いのもの

6 用語の説明

農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業</p> <table data-bbox="549 779 1114 1227"> <tr> <td>① 露地野菜作付面積</td> <td>15 a</td> </tr> <tr> <td>② 施設野菜栽培面積</td> <td>350 m²</td> </tr> <tr> <td>③ 果樹栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>④ 露地花き栽培面積</td> <td>10 a</td> </tr> <tr> <td>⑤ 施設花き栽培面積</td> <td>250 m²</td> </tr> <tr> <td>⑥ 搾乳牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>⑦ 肥育牛飼養頭数</td> <td>1 頭</td> </tr> <tr> <td>⑧ 豚飼養頭数</td> <td>15 頭</td> </tr> <tr> <td>⑨ 採卵鶏飼養羽数</td> <td>150 羽</td> </tr> <tr> <td>⑩ ブロイラー年間出荷羽数</td> <td>1,000 羽</td> </tr> </table> <p>⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）50万円に相当する事業の規模</p> <p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）</p>	① 露地野菜作付面積	15 a	② 施設野菜栽培面積	350 m ²	③ 果樹栽培面積	10 a	④ 露地花き栽培面積	10 a	⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²	⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧ 豚飼養頭数	15 頭	⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
① 露地野菜作付面積	15 a																				
② 施設野菜栽培面積	350 m ²																				
③ 果樹栽培面積	10 a																				
④ 露地花き栽培面積	10 a																				
⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²																				
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭																				
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭																				
⑧ 豚飼養頭数	15 頭																				
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽																				
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																				
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																				
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																				
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。																				

団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。
法人化している (法人経営体)	「農林業経営体」のうち法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき組織された組合をいい、農業協同組合、農協の連合組織(経済連等)が該当する。
森林組合	森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された組合をいい、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合等の団体をいう。林業公社(第3セクター)もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人をいい、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
販売目的	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する場合をいう。
販売目的以外	農林業経営体のうち、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合をいう。
経営主	農業(林業)経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業(林業作業)の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ているその家になくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。

役員・構成員	役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。 構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。 なお、役員会に出席するだけの者は含まない。
後継者	5年以内に農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
親族	経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。
親族以外の経営内部の人材	農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。
経営外部の人材	上記以外の者をいう
5年以内に農業（林業）を引き継がない	農業（林業）経営を開始又は農業（林業）経営を引き継いだ直後であり、5年以内に農業（林業）経営を引き継がないことをいう。
経営耕地	<p>調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした</p> <p>経営耕地の取扱い方</p> <p>(1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。</p> <p>(2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。</p> <p>(3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。</p> <p>(4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。</p> <p>(5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。</p> <p>なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。</p> <p>(6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。</p> <p>(7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。</p> <p>(8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農</p>

	<p>林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。</p> <p>耕地の取扱い方</p> <p>(1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。</p> <p>(2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。 しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。</p> <p>(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。</p> <p>(4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。</p> <p>(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。なお、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。</p> <p>(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。 なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。</p> <p>(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。</p> <p>(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。</p> <p>(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。</p>
田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。</p> <p>水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p> <p>(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永</p>

	<p>年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。</p> <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。</p>
畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</p> <p>なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
所有耕地	自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいう。
施設園芸に利用したハウス・ガラス室	<p>ハウスとは、強化プラスチック、ビニール、ポリエチレン、寒冷しゃ等で園地全面を被覆している施設で、そのなかで作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのものをいう（雨よけ程度のもは含めない。）。</p> <p>ガラス室とは、ガラス（ガラス繊維強化板を含む。）で、全体を被覆している恒久的施設をいう。</p> <p>ただし、水稻の育苗やきのこの栽培だけに使ったものは除いた。</p>
農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
販売目的の作物	<p>販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。</p>
作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。
栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。
乳用牛	<p>現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。</p> <p>なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。</p>
肉用牛	<p>肉用牛 肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。</p> <p>乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分して</p>

	おり、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	採卵鶏 卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。肉用種、卵用種は問わない。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネット販売を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
基幹的農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。
保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。 保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林
農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
家族経営体	1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化した経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。
組織経営体	世帯で事業を行わない経営体（家族経営体でない経営体）をいう。
林家	調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。